

ウクライナ人道支援金のお礼とご報告

皆様からお預かりした支援金は

46,000 円

となりました。

UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の援助活動を通じて、
ウクライナの人道支援に活用させていただきます。

〒989-3125
宮城県仙台市青葉区下愛子字観音堂1-1

総志会
宗像靖彦クリニック

登録ID: 677197

1-11332



ウクライナの難民を助け、ポーランドにてUNHCR職員と対面する子ども



感謝状

総志会様

日頃よりUNHCRの活動へ温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様からの貴重なご寄付は、紛争や迫害等により避難を強いられた世界の難民と国内避難民を守るUNHCRの活動のために、大切に活用させていただきます。

UNHCRの人道援助活動は、家を追われてきた人々の緊急援助、シェルター(仮設住居)支援、女性や子どもなど最も弱い立場にある人々の保護、教育、保健医療、自立生計支援など多岐にわたります。活動地域はアフリカや中東、アジアから中南米まで約130か国に及びます。戦闘や不安定な社会情勢等のため、危険と隣り合わせで過酷な現場も少なくありませんが、UNHCRは「家を追われ助けを必要とする人々のそばにとどまり、命を守る」という原則と使命感のもと、難民の方々に寄り添い、今日も活動を力を尽くしています。皆様温かいご支援が、そうしたUNHCRの一つひとつの活動を可能にし、かけがえのない命を救ってきました。ここに改めて、皆様からの貴重なご支援に、心からの敬意と深い感謝の思いをお伝えしたく存じます。

どうぞこれからもUNHCRの援助活動にお力添えをいただき、私たちと一緒に難民の命と尊厳を支えてまいりますよう、心よりお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 国連UNHCR協会

事務局長

川合 雅彦



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター3F
Tel. 0120-540-732 www.japanforunhcr.org

領収証

No.RPT-0001132294

〒989-3125 宮城県仙台市青葉区下愛子字観音堂1-1

登録ID:677197

発行日:西暦 2022年 5月 12日

総志会様

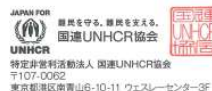
下記のとおり寄付金を受領いたしました。
当寄付金は、難民支援のための特定非営利活動への寄付であることを証明いたします。

合計金額: ¥ 46,000-

明細

	受領日	金額	受領日	金額
1	2022/05/12	¥ 46,000		

【東京都 認定NPO法人】
認定非営利活動法人 国連UNHCR協会
認定番号: 2019年認定第456号
2019年6月2日認定
当寄付金は所得税・法人税の控除対象です
当寄付金は東京都及び東京都地区の自治体指定対象寄付金です
寄付金控除についてはお近くの税務署までお問合せください。



【寄付金控除に関するご案内】

国連UNHCR協会は認定NPO法人です。当協会への寄付金は申告により、所得税、法人税、一部の自治体の住民税について税額上の優遇措置を受けることができます。
※税額上の優遇措置の適用を受けるためには当領収証が必要となります。領収証の再発行は原則的に致しかねますので、当領収証は相当期間大切に保管してください。

【寄付金控除を受けるための手続】

■所轄税務署にて確定申告の際に当領収証を添付の上、申告を行ってください(年末調整では寄付金控除を受けることができません)。

■寄付金控除の申告には、認定NPO法人としての証を兼ねている当領収証をお使いください。

※税額上の優遇措置の適用については、各自治体や所轄税務署にお問い合わせいただくか国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)よりご確認ください。

【領収証について】

■領収証のご名義は、ご支援の際にお知らせいただいたお名前となります。領収証発行後の名義変更は原則として承れません。

※連名の領収証は税法上、確定申告にはお使えない場合があります。

■法人によるご寄付の場合、決算月をお知らせいただければ、その時期に合わせて年間領収証をお送りいたします。

■ご寄付受領日は当協会への入金日となります。

※クレジットカードご利用日(カードご利用明細書記載日)と口座引落日とは異なります。11月中旬以降のお申込はご寄付受領日翌年になる場合がございます。

■年間領収証(前年分をまとめて毎年1月にお届け)をご希望の方、または領収証が不要の方は、電話またはウェブサイトよりご連絡ください。

【相続税の優遇措置について】

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内)に当協会に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかります(税制上の優遇措置が適用されます)。

この適用には、相続税の申告期限内に当協会が発行する「証明書」を添付する必要があります。

「証明書」の発行手続にお時間をいただくことがございますので、申告期限をご考慮の上、当協会までご連絡ください。

領収証についてのお問い合わせ先 電話:0120-540-732(平日10~19時) ウェブサイト:www.japanforunhcr.org

たくさんのご協力、誠にありがとうございました。